明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務二四八）
○大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件（財務一六二）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三八、三九）
○史跡を管理すべき法人を指定する件（同四〇）
二
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四一）
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四二、四三）
○天然記念物及び名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四四）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二二八）
三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二二九）
四
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同二三〇）
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二三一）
四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（経済産業一五六）
五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通七七一）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同七七二）
六
○道路に関する件（関東地方整備局二〇九～二一一）
六
○登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件（沖縄総合事務局三三、三四）

〔国会事項〕

七
内閣　法務省　東京都　岐阜県　大阪府　香川県　静岡市

〔人事異動〕

九
官庁事項

〔官庁報告〕

九
船員法第百条の十二第一項に規定する登録検査機関の登録（国土交通省）

〔公告〕

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
一〇
諸事項

官庁
一〇
十四番土地改良区役員の退任及び就任関係

告示

○法務省告示第二百四十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十四日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称
電力広域的運営推進機関
変更前の住所
東京都千代田区神田神保町二丁目十番十号
変更後の住所
東京都江東区豊洲六丁目二番十五号
変更年月日
平成二十八年四月一日

○財務省告示第百六十二号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

一　延長される調査の期間　三箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため